# 甲州市農業委員会日程

会期	自 午後 1 時 30 分 平成 28 年9月30日(金)	4	
	至 午後2時22分	分	
会場	甲州市役所本庁舎2階 第一会議室		
	日    程		
1	会議録署名委員の指名		
2	会長報告		
3	議案		
	第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	(5件)	
	第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	(3件)	
	第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用 集積計画の決定について (利用権設定)	(1件)	
	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定によ 第 4 号 る農用地利用集積計画の決定について(農地中間管 理事業)	(1件)	
	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 第 5 号 項の規定による農用地利用配分計画案の承認について	(1件)	
4	その他		

甲州市農業委員会 会議録				
	月30日(金) 午後1時28g 於所本庁舎2階 第一会議:			
1. 出席した委員				
1 坂本 忠	2 早川 博	3 窪川 哲郎		
4 平山 重三	5 根津 信彦	6 菊島 正輝		
7 雨宮 宏	8 荻原 一重	9 飯島 務		
10 竹井 正人	11 長沢 光高	12 藤原 英一		
13 南 秀岳	14 平山 尋文	15 宮原 王春		
16 手塚 勲	17 中村 一男	18 萩原 勝俊		
19 小佐川 武	20 今井 壽	21 雨宮 芳文		
22 原 勝	23 佐藤 和也	24 丹澤 英一		
25 佐藤 定之	26 小川 利雄	27 駒田 裕		
28 大村 公宏	29 中山 仁	30 三科 健造		
31 三森 一雄	32 神宮司 昭男	33 西矢 惠太朗		
34 小池 宣弘	35 有賀 利隆	36 佐藤 充		
1. 欠席した委員				
1. 本会議の会議録署名	委員			
6 菊島 正輝	7 雨宮 宏			
1. 職務のため本委員会に出席した職員				
中村 賢一、小澤 美紀、島田 淳、雨宮 果南				

#### 事務局

それでは定刻にはまだ早いですが、皆さんおそろいになりましたので、これより農業委員会9月定例総会を開会したいと思いますが、開会に先立ちまして皆様で挨拶を交わしたいと思います。(相互に挨拶)

会議に先立ちまして、報告がございます。本日、事務局長ですが、全国ブドウ産地協議会の総会が東京都で行われておりまして、そちらに出席しておりますので、今日は欠席となりますのでご承知おき願いたいと思います。

それではこれより会長に挨拶をいただき、日程に基づいて進行をお願いい たします。

# 会 長 (会長の挨拶)

只今から甲州市農業委員会9月定例総会を開催いたします。只今の出席委員は36名で定足数に達しております。

日程1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番 菊島 正輝委員、7番 雨宮 宏委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程2、会長報告でございますが、9月29日、第3回甲州市歴史的風致維持向上協議会が甲州市役所会議室で開催されました。

只今の会長報告につきまして、何かご意見がございましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

それでは、ご意見もないようですので、以上で報告を終わります。

議長日程3、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、5件を上程 し、審議を行います。議案第1号1番を議題といたします。事務局から議案 の朗読、説明を求めます。

事務局 (議案第1号農地法第3条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議長 議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんのより調査報告をお願いいたします。

18番委員 (議案第1号1番の調査報告をする。)

議 長 調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号1番について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号1番については許可することに決しました。

続きまして、議案第1号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、 説明を求めます。

事務局 │ (議案第1号農地法第3条第2番の許可申請についての朗読、概要の説明を

する。)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

18番委員 (議案第1号2番の調査報告をする。)

議 長 調査報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声多数あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号2番について許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号2番については許可することに決しました。

次に議案第1号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。

事務局 (議案第1号農地法第3条第3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議 長 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告 をお願いいたします。

28番委員 (議案第1号3番の調査報告をする。)

議 長 調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号3番については、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号3番については許可することに決しました。

次に議案第1号4番、5番につきましては、譲受人が同一人であるため一括 上程といたします。事務局より議案の朗読、説明を求めます。

事務局 (議案第1号農地法第3条第4番、第5番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議 長 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告 をお願いいたします。

32番委員 (議案第1号4番、5番の調査報告をする。)

議 長 調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号4番並びに5番については、許可することにご異

議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしとのことですので、議案第1号4番並びに5番については許可する ことに決しました。

次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、3件を上程 し、意見を求めます。議案第2号1番を議題といたします。事務局より議案 の朗読、説明を求めます。

事務局 (議案第2号農地法第5条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議 長 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告 をお願いいたします。

12番委員 (議案第2号1番の調査報告をする。)

議 長 調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第2号1番については許可相当として、山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに 決しました。

次に議案第2号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明をお願いします。

事務局 (議案第2号農地法第5条第2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議 長 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告 をお願いいたします。

29番委員 (議案第2号2番の調査報告をする。)

議 長 調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第2号2番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに 決しました。

次に議案第2号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明をお願いします。

事務局 (議案第2号農地法第5条第3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議 長 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告 をお願いいたします。

25番委員 (議案第2号3番の調査報告をする。)

議 長 調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第2号3番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに 決しました。

次に議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について1件を上程し、意見を求めます。事務局より説明を求めます。

事務局 (農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定1件について報告し、意見を求める。)

議長□それでは質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしとの事ですので、議案第3号につきましては、説明のとおり決定 することに決しました。

次に、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画の決定について1件を上程し、意見を求めます。

事務局より説明を求めます。

事務局 (農地中間管理事業を実施する公益財団法人 山梨県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画1件について説明し、意見を求める。)

議長□それでは質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」との声多数あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第4号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしとの事ですので、議案第4号につきましては、説明のとおり決定 することに決しました。

次に議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程による農用地利用配分計画案の承認について1件を上程し、意見を求めま す。事務局より説明を求めます。

事務局 (農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案1 件について説明し、意見を求める。)

## 議 長 それでは質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」との声多数あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第5号につきましては、説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしとの事ですので、議案第5号につきましては、説明のとおり承認 することに決しました。

次に日程4その他、事務局より報告及び事務連絡をお願いします。

#### 事務局

(8月の総会時に質問があった、第3条申請の譲渡人の申請事由の書き方について回答し、県の農業会議等に相談する中で、今後改善して行きたい旨説明する。)

(農業委員会の慶弔規程第2条の規程による支出について報告する。)

(事務連絡の平成28年度の農業委員研修等について説明する。)

(10月号の広報紙に掲載する遊休農地の課税強化について内容を説明する。)

(10月30日開催の世界農業遺産のシンポジウムについての説明、参加依頼をする。)

#### 議長

農業者年金への加入について、近隣の農業後継者の方で農業者年金に入りたい方がいらっしゃいましたら、加入を勧めていただき、ご指導をよろしくお願いいたします。

その他、委員さんから質問等ございますか。

# 31番委員

耕作放棄地について固定資産税が高くなるという話がありました。これから利用状況調査で現地を確認する訳ですが、私達のところに届けられております資料の中で耕作放棄地とは何かですとか、区別が良く分からない事例がありまして、不作付地の事例と荒廃農地の事例がございまして、調査方法という中で見ると、現地調査をしてA分類、B分類にしてくださいとある訳ですが、不作付地についての調査と耕作放棄地という線引きはどうなるのかお伺いしたいと思います。

#### 事務局

不作付地に関しましては、明確な内容については国でも示しておりませんが、草が生えていて、木が無い状態、草のみで草刈りをすれば耕作できる 状態が不作付地になります。

A分類の荒廃農地については、そこに木が生えて抜本等が必要となる場合がA分類、B分類に関しては、人力ではどうすることも出来ない、完全な造成を行わなければ畑として利用できない状態がB分類となります。

不作付地に関しては、見た感じで木などが何も無くて、草だけが生えているような状態の場合は荒廃農地にしないでいただいて結構です。そのようなことでお願いいたします。

## 31番委員

ここ何年も耕作していない、樹木は生えていない、でも草がだいぶ生えて いる状態であり、ここ一年二年耕作していないならともかく、長いこと耕 作していない、そういう部分と不作付地との区分、それから一言で言う耕作放棄地、今の説明ですが不作付地は耕作放棄地に入らないというように解釈したのですが、ここ何年にわたって耕作していない、テーラーも入れていない、草もとっていない、それでも不作付地であって耕作放棄地ではないということでよろしいのでしょうか。

事務局

どういう形にしていいか、もう一度確認させていただいて、ご報告させていただくようにいたします。よろしくお願いいたします。

議長

| 何かその他ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。ございません | か。

(「なし」との声あり)

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。 会議の円滑な進行にご協力いただきまして、お礼を申し上げます。 それではこれで本日の農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会の挨拶する)

(閉会14時22分)